

過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

三 原 村

1. 基本的な事項

(1) 村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 村の行財政の状況	6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	12
(1) 現状と問題点	12
(2) その対策	12
(3) 事業計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	13

3. 産業の振興

(1) 産業の振興の方針	14
(2) 農林業の振興	14
(3) 地場産業・商業の振興	14
(4) 企業の誘致対策	14
(5) 起業の促進	14
(6) 他市町村との連携	15
(1) 現況と問題点	15
(2) その対策	19
(3) 事業計画	21
(4) 産業振興促進事項	22
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	23
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業内容	23
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	23

4. 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24

(3) 事業計画	2 5
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	2 5
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針	2 6
(1) 現況と問題点	2 6
(2) その対策	2 9
(3) 事業計画	3 0
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 2
6. 生活環境の整備	
(1) 生活環境の整備の方針	3 3
(1) 現況と問題点	3 3
(2) その対策	3 5
(3) 事業計画	3 7
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 7
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	3 8
(1) 現況と問題点	3 8
(2) その対策	4 0
(3) 事業計画	4 2
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 2
8. 医療の確保	
(1) 医療の確保の方針	4 3
(1) 現況と問題点	4 3
(2) その対策	4 4
(3) 事業計画	4 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 4
9. 教育の振興	
(1) 教育の振興の方針	4 5
(2) 学校教育の充実	4 5
(3) 人権教育の推進	4 5

(4) 生涯学習の推進	4 5
(5) 芸術文化の振興	4 5
(6) 施設整備	4 5
(1) 現況と問題点	4 6
(2) その対策	4 7
(3) 事業計画	4 8
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 8
10. 集落の整備	
(1) 集落の整備の方針	4 9
(1) 現況と問題点	4 9
(2) その対策	5 1
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 1
11. 地域文化の振興等	
(1) 地域文化の振興等の方針	5 2
(1) 現況と問題点	5 2
(2) その対策	5 2
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 2
12. 再生可能エネルギーの利用推進	
(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針	5 3
(1) 現況と問題点	5 3
(2) その対策	5 3
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 3
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) その他地域の持続的発展に関し必要な事項の方針	5 4
(1) 現況と問題点	5 4
(2) その対策	5 4
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 4
別表 過疎地域持続的発展特別事業分	5 5

1 基本的な事項

(1) 村の概況

ア 沿革

高知県の西南部に位置し、周囲を四万十市・宿毛市・土佐清水市の3市に囲まれ、東西14.4km、南北9.5km、標高450m～850mの山脈に囲まれた盆地状の台地を形成している。平坦部でも120～160mの標高があり総面積85.37k㎡のうち山林が88%を占めている。

集落及び耕地の殆どは2級河川「下ノ加江川」とその支流に沿って帯状に散在しており、土質は中世紀四万十層からなり洪積土壌で埴壤土砂質壤土が多い。

気温は温暖にして多雨、年間平均気温は15.7℃、年間降雨量は、2,619mm(3年平均)に達し草木類の育成に適しているが、夏季は台風の進路にあたり被害を受けることが多い。また、昼夜の温度差が大きく降雪は近年少なく、積雪も年に2～3回である。

村は13の集落から形成され、古くは「三原郷」として現在の大字名をもつ12の旧村を明治22年町村制施行により「三原村」に統一し、戦後2部落を分割して14部落としていたが、戦後開拓入植者で構成されていた1部落は、その後過疎現象で村外転出が相次ぎ部落としての機能を失い、隣接部落に合併して現在の13集落となっている。

イ 過疎の状況

人口は、少子高齢化による自然減及び社会減が続いており、平成27年度を昭和35年度と比較すると53%減少し、高齢化率は35.9ポイント増加し45.3%となっている。

各集落の高齢化率は、69.1%（平成27年国勢調査）を超える集落がでてきており、40%以上の地区が12地区、また後期高齢化率も38%を超える地区が1地区存在する。

これまで産業振興、高齢者・子育て対策等の自立促進に向けた取り組みを行ってきたが高齢化率の上昇、人口減少の進行は続いており、今後もこのような状況が続くと、予算規模の縮小などによる公共サービスの質・量の低下、年齢構成のアンバランスによる社会保障における現役世代の負担の増大、さらに人口減少による経済の低迷と地域社会の衰退が危ぶまれてくる。

若者の定住促進の観点から整備した星ヶ丘団地も社会情勢の厳しい中、徐々に購入者が増えてきているものの未居住地もまだ多く移住者や若者に向けたさ

らなる宅地購入推進施策を推進するとともに産業振興、高齢者・子育て対策等により地域活性化、人口増加に取り組んでいく。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本村の基幹産業である農林業は農家戸数・林家個数の減少により依然厳しい状況にある。今後進んでいく人口減少を最小限に抑えるためには若者が地域にとどまることができるよう産業を振興し、雇用を創出することが重要である。

「ユズの産地化」・「米のブランド化」、又森林等の豊富な資源を有効に利活用することで農業所得や新たな雇用の増加につなげるとともに特産品の開発や販売促進、宿泊施設の整備や情報発信の強化による交流人口の拡大に向けた取り組み等を推進し地域経済の活性化に努めていく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

藩制以来増加を続けていた人口は、昭和 20 年代の 3,750 人をピークに昭和 35 年 3,351 人、昭和 40 年 2,962 人、昭和 45 年 2,427 人、昭和 50 年 2,300 人、昭和 55 年 2,195 人、昭和 60 年 2,156 人、平成 2 年 2,005 人、平成 7 年 1,986 人、平成 12 年 1,871 人、平成 17 年 1,808 人、平成 22 年 1,681 人、平成 27 年には 1,574 人と今後も減少を辿り将来推定人口は、2045 年には平成 27 年（2015 年と比較して）45.7%の減少と推定される。

村の基幹産業である農林業は、平成 27 年を平成 22 年の農林業センサスと比較すると、農業については、農家戸数 17.5%の減、全世帯に占める割合は 30.7%から 24.2%に減少している。

産業別人口では、平成 22 年から平成 27 年にかけて第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業とも増加はしておらず就業人口全体が減少傾向にある。

農業では基盤整備の推進により、農地整備が完了し、米のブランド化、U I ターン者を対象とした農業公社での新規就農者の確保育成事業等によるユズの産地化事業を中心とした 1 次産業の振興に取り組んでおり、作付面積 52.9ha、生産量 308 t と年々規模を拡大しており、農業所得の向上と併せ新たな雇用の創出へつなげていく。

平成 16 年に構造改革特別区域の「濁酒特区」の認定を受け、特定農業者による三原米を活用した濁酒での「米」の消費拡大をはじめ、地産地消の推進や都市・

農村の交流を促し地域の活性化を図るため 6 軒の製造農家 5 軒の農家民宿が開業しており、村のイベントでは、毎回大盛況でありこの交流人口の増加は関連事業への経済効果も期待できている。

林業は、林家戸数が 225 世帯であり、全世帯に占める割合は 28.8%である。

村の面積の 88%が山林で占められ、高温多雨で自然条件が育林には最適地であるため、人工林率は約 68%で県下市町村の上位にあるが、近年は木材の利用の低迷と、林家の高齢化により植林の管理の不十分さが目立っている。また、素材生産には 50 年以上に亘る息の長い投資となり、産業というより財産形成としての側面が強い。

表1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,351	人 2,300	% △ 31.4	人 2,005	% △ 12.8	人 1,808	% △ 9.8	人 1,574	% △ 12.9
0歳～14歳	1,052	473	△ 55.0	310	△ 34.5	196	△ 36.8	145	△ 26.0
15歳～64歳	1,983	1,436	△ 27.6	1,236	△ 13.9	920	△ 25.6	716	△ 22.2
内15歳～ 29歳（a）	658	357	△ 45.7	243	△ 31.9	159	△ 34.6	124	△ 22.0
65歳以上 （b）	316	391	23.7	459	17.4	692	50.8	713	3.0
(a)/総数 若年者比率	% 19.6	% 15.5	- -	% 12.1	- -	% 8.8	- -	% 7.9	- -
(b)/総数 高齢者比率	% 9.4	% 17	- -	% 22.9	- -	% 38.3	- -	% 45.3	- -

表1-1 (2) 人口の見通し（社人研推計（国勢調査））

区分	令和7年		令和12年		令和17年		令和22年		令和27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数（A）	1,279	-	1,161	△ 9.2	1,052	△ 9.4	950	△ 9.7	856	△ 9.9
0～14歳	89	-	75	△ 15.7	67	△ 10.7	64	△ 4.5	60	△ 6.3
15～64歳	565	-	499	△ 11.7	453	△ 9.2	388	△ 14.3	346	△ 10.8
65歳以上 （B）	625	-	587	△ 6.1	532	△ 9.4	498	△ 6.4	450	△ 9.6
高齢化率 （B/A）	48.9		50.6		50.6		52.4		52.6	

表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,935	人 1,589	% △ 17.9	人 1,350	% △ 15.0	人 1,140	% △ 15.6	人 1242	% 8.9
第1次産業 就業人口比率	% 81.7	% 71.2	-	% 64.7	-	% 57.7	-	% 47.0	-
第2次産業 就業人口比率	% 6.6	% 10.1	-	% 13.6	-	% 17.7	-	% 24.5	-
第3次産業 就業人口比率	% 11.7	% 18.7	-	% 21.7	-	% 24.6	-	% 28.5	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,107	% △ 10.9	人 1,040	% △ 6.1	人 1040	% 0.0	人 892	% △ 14.2
第1次産業 就業人口比率	% 33.2	-	% 28.5	-	% 18.4	-	% 25.2	-
第2次産業 就業人口比率	% 29.0	-	% 33.4	-	% 41.5	-	% 31.6	-
第3次産業 就業人口比率	% 37.8	-	% 38.1	-	% 40.1	-	% 43.2	-

区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 851	% △ 4.6	人 748	% △ 12.1	人 673	% △ 10.0
第1次産業 就業人口比率	% 26.9	-	% 26.4	-	% 19.1	-
第2次産業 就業人口比率	% 23.7	-	% 21.5	-	% 23.9	-
第3次産業 就業人口比率	% 49.4	-	% 52.1	-	% 56.9	-

（３）村の行財政の状況

産業基盤が脆弱な上に就労の場が少なく、高齢化も進んでいることから、村民所得が低く地方税収入は少なく、地方交付税や地方債に大きく依存せざるをえない状況であり財政力指数は 0.124（平成 29 年度～令和元年度）と極めて低い。

一方、歳出面では高齢社会に対応した福祉施策や保健・医療の充実、少子化の進行による教育施策の充実、生活環境の整備など社会資本の充実、そして低迷している第 1 次産業等の生産基盤の整備やユズの産地化に向けた取り組みなど多様な行政需要への対応が求められている。

こうした社会変化と住民ニーズに対応するため、限られた財源の有効利用と長期的展望にたった健全な財政計画の策定とその運営がますます重要となっている。

今後の財政運営については、自主財源の安定確保に努めるとともに、三原村創生総合戦略における各事業の検証を行うことで効果促進を図り、財政計画見直しによる経費削減、限りある財源の有効利用と支出の効率化を基本に持続的発展を目指した行財政改革を進める必要がある。

道路整備においては、県道（改良率 55.96%、R2.4.1 現在）・村道改良（改良率 65.2%）について相当額の投資を行ってきたにもかかわらず、事業量も多く、事業費の増高と相まって計画どおりの目標達成に至っていないため、本計画により整備の促進を図っていく。

教育施設の整備については、小・中学校の施設の耐震工事が平成 22 年度・公民館の新築が令和 2 年度に完了しており、また災害時に備え 2 次避難所としての機能の効果を高めるため小・中学校は平成 27 年度に太陽光発電設備を導入した。

地域文化の振興としては、歴史の伝承や伝統の継承を支援し、文化財の調査・発掘及び展示・保存を通じて一定の成果をあげている。

今後も引き続き、村民の文化意識の高揚を図る必要がある。

子育て環境、高齢者等の保健・福祉施策については、保育料、小・中学校給食費、18 歳までの医療費無償化など子育て環境の整備をはじめ、介護保険制度による在宅介護サービスや介護予防施策などのサービス提供を行っているが、若い世代の人口流出、高齢世帯と独居老人世帯の増加が進む中で、移住・定住の施策と連携した子育て環境の整備や高齢者等については在宅介護の充実や地域で

の高齢者支援などの取り組みが必要とされる。

村民の健康づくりとしては、村立診療所や総合保健センターを拠点とした集団検診や、食生活改善指導などの取り組みにより、一定の効果を上げている。

生活環境施設の整備については、平成 21 年度に村内簡易水道施設を統合し、村で一括管理することによって、安全確保と、コスト面の削減が図られた。

今後は適切な施設の更新を行う必要がある

消防施設、車輛については概ね整備は進められているが、災害や人命救助等の地域力として要請される消防団員の確保が困難となっており、女性団員を含め加入啓発が必要である。

また「南海トラフ地震」に備え、自助・共助・公助の連携を深め自主防災組織の研修・訓練及び各集落施設の整備を図っていく。

廃棄物処理については、し尿処理施設は幡多西部消防組合（幡西衛生処理センター）・ごみ処理施設は幡多クリーンセンター（幡多広域市町村圏事務組合）での広域で処理している。

医療の確保については、近年契約医師による半日診療であったため夜間、救急患者、重症患者においては幡多けんみん病院への移送、紹介により対応していたが、令和 2 年度より常駐医師による診療を行っており、村民が安心して受診できる体制が確立しつつある。

しかしながら未だ診療所経営は基金を取り崩して赤字補填を行っており、診療所の運営については外来受診の増加を図るなどの対策が必要となっている。

再生可能エネルギーについては平成 25 年度に整備した村太陽光発電所を適正に維持管理するとともに新たなエネルギー分野での地域資源有効活用を図っていく。

表1-2 (1) 市町村財政の状況

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	2,357,670	2,815,144	2,744,638
一般財源	1,320,011	1,313,263	1,238,578
国庫支出金	549,524	473,221	291,447
都道府県支出金	164,605	202,003	159,586
地方債	161,483	604,243	691,071
うち過疎対策事業債	54,900	524,100	507,300
その他	162,047	222,414	363,956
歳出総額 B	2,293,850	2,720,531	2,708,900
義務的経費	792,363	687,100	690,692
投資的経費	764,209	1,012,442	1,048,168
うち普通建設事業費	658,351	851,059	1,004,927
その他	737,278	1,020,989	970,040
過疎対策事業費	218,670	717,082	609,067
歳入歳出差引額C (A-B)	63,820	94,613	35,738
翌年度に繰越すべき財源D	14,488	44,703	31,440
実質収支 C-D	49,332	49,910	4,298
財政力指数	0.109	0.104	0.124
公債費負担比率	21.2	16.6	17.5
実質公債費比率	18.5	9.6	8.5
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	82.8	89.4	95.6
将来負担比率	5.2	△ 81.4	△ 85.1
地方債現在高	2,325,535	2,443,075	3,499,458

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

年度区分 区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道	60,404	61,641	62,188	72,259	73,371
改良率 (%)	16.0	52.6	66.4	64.5	65.2
舗装率 (%)	15.8	57.3	68.7	69.3	74.2
農道					
延長 (m)	25,229	27,535	29,307	45,105	45,105
耕地1ha当たり農道延長 (m)	69.5	56.2	84.7	111.7	115.5
林道					
延長 (m)	12,773	11,888	21,049	23,927	23,927
林野1ha当たり林道延長 (m)	13.1	9.8	15.5	20.8	22.4
水道普及率 (%)	39.6	84.1	99.1	99.0	99.8
水洗化率 (%)	-	3.4	47.6	51.5	60.1
人口千人当たり病院、 診療所数 (床)	0.3	3.0	3.0	3.4	4.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本村では、過疎地域自立促進特別措置法に基づき産業振興、交通通信整備、生活環境整備そして教育・文化施設等の整備を図り、過疎対策事業を展開してきた。

本計画では過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、村の総合戦略及び幡多広域市町村圏とも連携を図りながら本村の持続的発展という新たな理念のもと、次のように諸施策を推進しながら地域の持続的発展を目指していく。

恵まれた環境を活かし、自然との調和を図りながら高齢者を守り、若者が住み続けられる地域の実現を目指し、産業、文化、生活環境整備等への取り組みを村民と行政が一体となり展開することにより本村の持続的発展を図っていく。

そのため従来より村是としてきた「農林業立村」を再認識し、前の農業林業を一層発展させるとともに、新たな農林業への積極的な取り組みを行い、地域産業の振興、雇用の創出、人材の育成及び若者の移住・定住を図っていく。

また、村民の一人一人が快適で暮らしやすく、健康でいられるための住環境の整備、健康・福祉・医療の充実を図るとともに、交通・通信・情報基盤の整備や

子育て環境の確保及び教育の振興に努める。

地域の固有資源に着目し、地域の個性が反映された目標と施策を進めていくことが重要である。

地域の資源は、気候や地形、植生といった自然的な資源、産業、歴史文化や生活習慣といった人的・社会的資源まで多様であり、これらを有効に活かし再発見しながら地域の個性を顕在化していく。

そして、特色ある産業や地域環境の情報を内外と情報交流するための情報通信基盤を活用し、住み良い、こころ豊かな、個性ある地域社会を創出していく。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

昭和35年以降人口の減少、少子高齢化が進んだ結果、現在は人口総数に占める65歳以上の高齢者の割合が45%を超える状況となっている。こうした状況を克服し地域を活性化していくため出生数の増加や年少人口を含むファミリー層の転入促進等により少子化の抑制を図り人口増加につながる施策を推進するとともに高齢者が高齢期をいきいきと自立して暮らせるよう健康づくりや生きがいづくりに向けた取り組みを充実する必要がある。

本計画における基本目標を人口1,373人（令和8年3月末住民基本台帳）とし産業振興による雇用の確保や移住・定住・子育て環境充実の施策等で若者の流出を防ぎ、転入を誘導するとともに高齢者が健康に安心して暮らせる地域を形成することにより、長期的な人口の増加、地域の持続的発展を図っていく。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画については年度ごとに、庁内組織により政策効果等の検証を行うとともに、必要に応じ変更・見直しを行う。

（７）計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とすること。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本計画では公共施設については公共施設等総合管理計画における継続、集約化、複合化、転用、廃止を柱としたアセットマネジメント取組方針に基づき適正な維持管理及び集約化等による長寿命化・適正化を図るとともに、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につながる既存施設の活用及び施設整備

を推進する。

また、インフラ資産については施設分類ごとに特性、重要性を考慮し計画的な維持管理及び整備を行う。特に道路等交通体系については過疎町村内における住民生活、産業の基盤であると同時に、過疎町村と都市との間での人的・物的交流の基礎となるものであるため広域的な経済社会生活圏を形成する都市と過疎町村を結ぶ基幹的な道路整備の充実、日常生活における地域での活発な交流を促進する生活道路の整備を促進し、道路交通の広域的なネットワークを形成する。

また、産業の基盤となる道路網についても農道、林道関連道等地域の状況に応じて整備を進めるものとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

人口減少・少子高齢化が進行する過疎地域にとっては移住・定住施策による人口対策は重要であり、産業振興等による雇用の場の創出や農業及び伝統工芸後継者の育成等で若年世代の移住・定住を図る。

また、過疎地域は潤いあふれる自然環境や伝統的な文化、風俗、特産品など都市にない豊富な地域資源を有しており、その有効活用は地域全体の魅力を高めることに貢献するものであり、都市と過疎地域との交流を拡大していくことで、両者の相互協力による広域的な地域づくりの推進と機能的で便利な生活の場づくりを進めるとともに定住自立圏を形成する市町村等との関連施策により地域の持続的発展につなげることを目指す。

(1) 現況と問題点

昭和35年以降人口の減少・少子高齢化が進んでおり、多くの地区が高齢化率40%を超え地域社会の衰退が進行している。

移住・定住については移住相談員の設置や、宅地の料金引き下げ、新規就農者支援施策や農林業の促進により徐々に成果を上げつつあるが状況改善には至っていない。

道路整備が進み、交通の利便性が向上したことで、地域間交流は活発化しているが、一層の促進を図るため地域資源を活用したイベントや村の魅力についての効果的なPR活動を行い、定住自立圏を形成する市町村等と連携した活性化の取り組みなどをあわせ移住・定住施策を推進していく必要がある。

(2) その対策

移住・定住については産業振興施策等による雇用の場の拡大や空き家再生事業等による居住地の確保等若年層の移住・定住を促進するための施策を推進するとともに、宅地の分譲価格の値引きや若年層に対する特典のさらなる拡大等、価格の再検討を行い村外への広報活動を充実強化するよう三原村土地開発公社に働きかけていく。

また、新規就農者や林業就農者、伝統工芸品後継者への支援の充実や、地域おこし協力隊制度を活用し地域に密着した人材を確保することで農林業及び地域の産業の衰退を抑制する。

地域の活性化を図るためには、都市部及び近隣市町村との活発な交流を進めていくことが重要であり、ホームページの活用等による、村の特性を生かした交流活動の推進に向けた取り組みの強化を図っていく。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(1) 移住・定住	連携中枢都市圏二段階移住事業	三原村	
		空き家再生事業	三原村	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住			
	地域間交流	地域おこし協力隊事業	三原村	
	人材育成	新規就農者支援事業	三原村	
		伝統工芸継承者支援事業	三原村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設については公共施設等総合管理計画における継続、集約化、複合化、転用、廃止を柱としたアセットマネジメント取組方針に基づき適正な維持管理及び集約化等による長寿命化・適正化を図るとともに、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につながる既存施設の活用及び施設整備を推進する。

3 産業の振興

(1) 産業の振興の方針

本村の主要産業である農林業を振興するため、主要作物である米と有望作物とされているユズとブロッコリー等について、生産技術の向上や流通ルートの開拓などによる地域ブランドの確立を図る。

同時に、担い手の確保と育成に取り組む。

また、地域資源を活用することで交流人口の拡大、観光産業の振興を図り、農業・商業との連携により、雇用の確保や若年者の都市部への流出を食い止め、過疎地域の持続的発展を目指す。

(2) 農林業の振興

農林産業の振興のため、環境の変化に即した多面的な施策を図り、安全・安心・新鮮な農作物の提供、三原村ならではの農業形態システムの構築を進めていく。

そのために、農業においては、女性の経営参画、担い手の育成研修、技術の向上を図り、三原村農業公社が核となり農業所得向上を目指した取り組みを進める。

また、平成26年3月に開所した、三原村集落活動センター「やまびこ」と連携して、集落の高齢者や女性など多様な人材の活用による新たな農業分野での雇用の創出や所得の向上につながる取り組みを展開し、集落活動センターの維持と発展を目指す。

林業においては、災害防止など林業の有する多面的機能を十分発揮できるよう、間伐の実施など関係機関と連携し、森林の適正な管理を進める。

(3) 地場産業・商業の振興

基幹産業である第一次産業を、効率の良い手段で最大の効果を得られるよう産業発展の方策について三原村集落活動センターをはじめとする各機関と連携し、観光産業と直結した地域の特産品を活かした飲食物の開発、販売を目指す。

(4) 企業の誘致対策

新たな就労の場の確保に努め雇用促進を図る。

(5) 起業の促進

過疎地域の持続的な発展を図るため、農家民宿・農家食堂を中心に地域の資源

を活用したグリーンツーリズムを起業として取り組む。

また、集落営農の推進により地域の農業を守り、農業所得の向上を目指し地域を元気にする組織を育成する。

（６）他市町村との連携

近隣市町村には太平洋に面した海洋資源や四万十川など全国的に有名な観光資源等があり、あらゆる分野で連携することにより各分野の産業振興を図る。

（１）現況と問題点

ア 農業

本村の産業形態を就業構造でみると、平成 27 年国勢調査では第 1 次産業 19.1%、第 2 次産業 23.9%、第 3 次産業 56.9%と、前回調査時に比べ 2 次、3 次産業の割合が増加し、1 次産業は減少となっている。

農業就業人口でみると、昭和 45 年の 804 人に対し、平成 27 年には 100 人と激減しており、この減少傾向は今後も続く可能性が高い。

水田は、ほ場整備事業が完了し高能率な生産基盤条件が形成されているものの、営農形態は小規模の稲作単一経営が主であり、高齢化と後継者不足に加え近年の米価の低迷、資材の高騰と農業を取り巻く現状は、非常に厳しい状況が続いている。

平成 27 年の農林業センサスでは家族経営農家の 79%が「同居後継者がいない」となっている。このことから担い手の確保・育成を行いながら、集落営農組織等による農地維持や機械のコスト削減が急務と考えられる。

また、ユズとブロッコリー等の複合経営の支援や農畜産物の付加価値を高める加工・流通・販売の強化体制を図るなど、農業公社等を核として高所得・高収益をもたらす魅力ある農業を確立することも急務となっている。

イ 林業

村の山林面積は約 7,469ha（約 88%）で、そのうち国有林が、3,100ha を占め、公有林約 1,069ha、民有林約 3,300ha となっている。

公有林と民有林 4,369ha のうち、約 68%が人工造林化され、今後これらの森林が森林の有する多目的機能の発揮と地域林業の育成に対応できる森林として整備していく必要がある。

本村の林業は、国・県の補助制度を利用し、植栽と保育事業を実施してきたことにより一定の成果は得られたものの、最近の林業を取り巻く環境は依然として厳しく、木材需要の低迷、林業従事者の高齢化、後継者の不足などにより、森林整備が適正に実施されていない森林の増加など不安定な状況となっている。今後、森林環境譲与税を活用し適切な森林経営管理を行い、森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能（国土保全、水源かん養

等)も踏まえ、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の抜本的な対策が必要となっている。

ウ その他の産業

(商業)

村内における商業は零細で経営基盤も脆弱である。そのうえ、生活様式の都市化志向により消費需要は増大しているものの、近年の車事情、また、ショッピング嗜好等により隣接市の大規模な量販店での需要が増し、地域内の商業活動は益々厳しい状況となっている。

村民の買い物拠点施設として、平成24年8月にオープンした「みはらのじまんや」については、村民にとって、単に物品の販売だけではなく、買い物弱者へのサービスや地場産品等産直による地産地消の推進、生きがいつくり等重要な役割を果たす施設となっている。

今後も、自立可能な施設となるよう支え合いと直販機能を持続させるための取り組みが必要である。

(工業)

工業については、森林面積は大きいものの製材工場が1ヶ所、トマト加工所1箇所、製茶工場1ヶ所、縫製工場2ヶ所、建設業者8社等があるが、近年の木材価格の低迷等による林業の不振や、景気の低迷により公共事業の削減と併せて、先行きは益々厳しくなるものと思われ、これにかわる新しい産業の創出や雇用の場の確保が、早急でかつ重要な課題となっている。

(畜産業)

畜産業については、飼育農家は激減している中、Uターンによる放牧牛の後継者も誕生した。

今後とも、西部家畜保健衛生所等関係機関の指導による飼育管理技術の向上を図っていくことが必要である。

(硯の加工生産)

土佐硯の加工、生産については技術者の減少により販売・生産規模が縮小している中、平成27年度から高知県伝統工芸品産業等後継者育成対策事業を活用し、2名の後継者が確保されたが、後継者不足の解消には至っていないのが現状である。

また、販路先についても、墨汁の使用が中心となり、学校や習字教室などでは、プラスチック製に代わるなど、大幅な需要の減少により、厳しい状況が続いている。

硯の採掘についても、源谷採掘場での採掘が難しい状況となっており、硯の採掘が大きな課題となっている。

（観光・地域資源）

観光については、近隣に足摺宇和海国立公園や四万十川など全国的に有名な観光資源があるものの、本村には特筆される観光資源が少ない。今後は、既存のキャンプ場やふれあい広場、農泊施設等を利用した集客の図れる取り組みが必要とされる。

濁酒特区の認定による「どぶろく」の販売により、農家民宿や農家食堂を活用した地域活性化につながる取り組みが期待される。

現在の農家民宿の件数では、修学旅行や団体客に対応できる宿泊先の確保が困難なことから、体験受入が課題となっている。

また、星ヶ丘公園のメノボタンをはじめとする希少植物の保護育成や古木、などにより、村内への誘客ポテンシャルの高い資源の掘り起こしができているが、情報発信が乏しいなど広く一般に認識されていない観光資源もあり、競争力に劣っていることや、高速道路や鉄道などの広域幹線交通がないため地域へのアクセス性が良くないことから、観光客誘致に苦慮しており、その対策が課題となっている。

農地利用状況

（センサス：ha）

	経営規模				草地
	総面積	田	畑	果樹園	
昭和45年	432	338	68	26	7
昭和50年	369	295	36	38	8
昭和55年	363	292	37	34	
昭和60年	330	275	28	27	5
平成2年	312	272	22	18	5
平成7年	295	267	15	13	5
平成12年	289	265	14	10	
平成17年	244	226	9	9	
平成22年	271	244	16	11	
平成27年	272	231	10	30	

就業人口

(国勢調査)

区分 年次	農業	林業	建設業	製造業	卸小売業	金融業	運輸・通信 業	電気、通信 業	サービス業	公務員	その他	分類不能	計
昭和45年	804	69	104	79	84	2	32	1	93	79	1	2	1,350
昭和50年	575	82	84	118	92	3	32	2	93	59			1,140
昭和55年	511	71	160	145	102	6	36	1	129	79	2		1,242
昭和60年	317	49	151	169	119	7	38	1	178	76	2		1,107
平成2年	254	41	165	183	91	10	37		187	74	1		1,043
平成7年	166	23	228	204	94	10	41	1	200	71	2		1,040
平成12年	190	33	156	126	102	9	28	4	174	65	4	1	892
平成17年	213	14	118	84	84	9	21	1	241	65	2		852
平成22年	178	19	82	79	82	14	24		205	64		1	748
平成27年	100	27	75	86	69	9	23		226	56	1	1	673

経営規模別農家数

(センサス：戸)

区分 年次	総農家数	30 a 未満	30～50 a	50～100 a	100～200 a	200 a 以上
昭和45年	539	88	84	207	147	13
昭和50年	477	75	85	180	124	13
昭和55年	439	76	71	152	122	18
昭和60年	403	66	63	152	99	23
平成2年	341	32	61	126	99	23
平成7年	313	36	42	134	72	29
平成12年	278	47	35	116	69	11
平成17年	230	42	27	68	62	31
平成22年	229	48	24	62	55	40
平成27年	189	45	16	50	43	35

村有林の状況

総面積	雑木林	植林林齢別面積 (ha)			
		20年以下	30年以下	40年以下	40年以上
1,034	230	9	11	36	748

(2) その対策

ア 農業振興

効率的かつ安定的な農業経営を目指すため、現在の稲作経営の改善も図りつつ複合型農業を推進する。

ユズ・ブロッコリーと従来から営農している水稻の複合経営で農業所得の向上を図るため、機械経費の軽減と労働力の確保を考えた、三原村独自の農業支援システムとして「耕起から収穫までの作業受託と機械リース、管理できなくなったユズ園によるユズ年金、新規就農者にはユズ成園を貸出して初年度から収益を上げられる新規就農支援」の推進を図る。

また、青果を中心としたユズ栽培により農業所得の向上を目指す中で、品質管理・品質保証により良質なユズの産地化及びユズ選果・搾汁施設を利用することで農家の労働力・機械コストの軽減を図る。

担い手育成対策として、新規就農者の確保、農業次世代人材投資事業等を活用した営農定着施策の実施、就農後の営農指導などの支援を積極的に行い担い手育成に取り組む。

水稻においても、良質米の産地として高い評価を受けている本村の米（三原米）のブランド化を推進するため、特別栽培米等による付加価値を付けた米を増産し、効果的な情報発信と販路開拓を通してブランド化を図ることで、農家が今後も米を生産し続けられる環境を整備する。

イ 林業の振興

森林の特性に応じた皆伐、間伐を実施し、適切な森林整備を実施する。

皆伐については、伐採適齢期に達した村有林を皆伐することで、原木生産量を増加させ、適切な再造林を実施し適正な森林整備を行い災害、防災に強い山づくりを図る。

間伐については、森林経営管理制度の促進や森林環境譲与税を財源とした補助事業を創設し、林業関係者の林業事業を増加させ、安定的な雇用を創出する。

ウ 商業の振興

生活圏である四万十市、宿毛市が商圈域となっており厳しい状況であるが、商工会を中心に、村内の活性化を図る。

また、買い物拠点施設「みはらのじまんや」と三原村集落活動センター「やまびこ」が連携して情報発信機能の充実や地場産品を利用した新たな特産品開発等により外貨が落ちる仕組みづくりに取り組む。

商工会が実施する経営改善事業及び観光事業等に対して補助金を交付することにより、地域の経済、雇用を支える商工業者の活性化や総合的な地域産業の振興を図る。

エ 畜産の進行

肉用牛については、飼育管理や流通対策として、優良牛産地への出荷や先進地との技術交流を行い肥育技術の向上を図るほか、各種制度の活用により規模の拡大と優良牛の増産に努める。

オ 硯の加工生産

後継者育成には、引き続き「高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業」を活用するなど確保に取り組む。

販路拡大に向けた取り組みとしては、土佐硯の統一した定義づけや、歴史的背景を明確化し、ターゲット別の販売戦略を図るなど新たな展開に取り組んでいく。例えば元来の硯だけでなく、かな用の硯やデザインなど新たな商品の開発、商談会などにも積極的に参加する。

硯原石の確保については、採掘方法の検討や新たな鉱脈の調査を実施する。

カ 観光・地域資源

星ヶ丘公園や三原キャンプ場の施設拡充をしていく中で、ユズ園を中心とした観光農園や収穫体験の受入等に取り組み、村外からの誘客に繋げる体制づくりとして、体験型施設と環境整備に取り組む。

あわせて村内に点在する自然景観地の連携を図り、自然公園村としての整備を目指す。

ふれあい広場グラウンドの利用ニーズに答えた施設整備を図ることで交流人口の拡大を図る。

また、農家民宿や農家食堂を中心に体験型観光の受け入れ体制の強化・支援を図るとともに「幡多広域における滞在型・体験型観光の推進」に取り組み、村内への集客人口拡大を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	林業	森林環境保全直接支援事業 【村有林】 下刈 47.82ha (橘山西・東) 切捨間伐 11.9ha (長者のダバ山)	三原村	
		木材安定供給推進事業【村有林】 搬出間伐 (R4～R7) 25.52ha (キリ山・コマサ山・兵太郎山)	三原村	
		作業道開設【村有林】 3,100m・W=2.8m (キリ山線・コマサ山線 兵太郎山線)	三原村	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	残渣堆肥化施設等整備 (建物 2棟398.4㎡、ホイ ルローダー1台)	(有)四万 十みはら 菜園	
	(4) 地場産業の振興			
	加工施設	四万十市新食肉センター整備費 負担金	四万十食肉 公社	
	(5) 企業誘致	貸工場改修事業	三原村	
	(9) 観光又はレク レーション	農泊交流施設整備事業 (庭園整備) (舗装工) (施設の補修費等)	三原村	
		三原村キャンプ場整備事業 (造成・排水：一式) (体験施設：300㎡)	三原村	
		ふれあい広場整備事業 (駐車場・物置) (グラウンド・法面)	三原村	

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	星ヶ丘公園整備事業 (管理棟等施設整備：一式)	三原村	
		今ノ山等公園整備事業 用地造成 (1000㎡) 管理棟 (1棟100㎡)、トイレ	三原村	
		ユズ生産推進事業 村内のユズ生産者、農業公社等 が、ユズの苗木の購入や関連施設 整備に要する経費に補助金を交付 する。	三原村	
		農業公社支援事業 ユズ加工品の商品の製造や主要 都市のアンテナショップ等での販 売など地域資源を生かしたユズの 産地化計画に基づく支援事業によ り過疎地域の活性化を図る。	三原村	
		特産農畜産物販売拡大 総合支援事業 三原村で生産される米の付加価 値向上等による米生産農家の収入 向上や地域活性化を図る。	三原米ブ ランド化 研究会	
	商工業・6次産業化	商工会活動補助事業	三原村	
		硯石採掘補助事業	三原村	
	観光	ヒメノボタンの里づくり事業	三原村	
	その他	星ヶ丘地区環境整備事業	三原村	

(4) 産業振興促進事項

本村の持続的発展のためには魅力ある産業を育成していくことが重要であり、すべての産業が業種間・地域間で連携を深めつつ本村特有の気候や風土、地域資源を活かし、租税特別措置や不均一課税などの制度を活用しながら村全域において産業振興を推進する。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
三原村全域	(1) 製造業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	
	(2) 情報サービス業等		
	(3) 農林水産物等販売業		
	(4) 旅館業		下宿営業を除く

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業内容

※上記(2)(3)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における継続、集約化、複合化、転用、廃止を柱とし

たアセットマネジメント取組方針に基づき適正な維持管理及び集約化等による長寿命化・適正化を図るとともに、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につながる既存施設の活用及び施設整備を推進する。

4. 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

近年急速に情報化が進み地域の活性化を図っていくうえで情報化の推進は重要な課題となっている。

本村においては平成 30 年度に村内全域に超高速ブロードバンド・令和元年度に防災行政無線デジタルシステム整備が完了し一定の情報化整備が実施されているが、日々情報化の進む都市部と過疎地域との情報格差は広がっており、無線ネットワーク設備等の更なる施設整備を図る必要がある。

また、災害時には必要な情報を正確・確実・迅速に届けることが不可欠であり、複数の伝達情報を組み合わせることで、災害情報が住民に確実に届く環境を整備することが重要である。

(1) 現況と問題点

地域情報化については、無線ネットワーク（W i - F i）設備の整備も全国で広がっている。三原村では無線ネットワークが利用可能な公共施設はごくわずかである。また、携帯電話等エリアについては地理的に条件不利な地域にあたっては圏外区域となっており、情報取得・共有に支障をきたしている。

他市町村との情報格差を是正するため、これらの設備をさらに整備する必要がある。

役場の業務においても住民の利便性の向上のための行政情報化システムの更新や行政情報の提供手段としてホームページの充実が必要である。

(2) その対策

無線ネットワーク（W i - F i）設備の整備、携帯電話エリアにおいては、基地局の整備を図ることにより、他市町村との情報格差を是正し、住民はもとより、移住者、起業家などのニーズに対応すると共に、地域活性化や産業振興の基盤また災害時の情報共有として活用し、電波・ネットワーク利用に関する不均衡を緩和する。

役場の業務においても住民の利便性の向上のための行政情報化システムの更新や行政情報の提供手段としてホームページの充実を図っていく。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設	携帯電話基地局施設整備事業 (芳井・成山地区方面)	三原村	
	その他の情報化のための施設	W i - F i 設備整備事業 (無線ネットワーク整備事業) (小中学校・観光施設・各集会所)	三原村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

既存施設については公共施設等総合管理計画における継続、集約化、複合化、転用、廃止を柱としたアセットマネジメント取組方針に基づき適正な維持管理及び集約化等による長寿命化・適正化を図るとともに、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につながる既存施設の活用及び施設整備を推進する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

交通通信体系の整備は、住民生活ニーズの多様化やモータリゼーションの進展や交通基盤の整備により、生活行動範囲は拡大しており、産業、経済、文化、生活など多くの分野で都市を志向する傾向にある。

他方、過疎地域は潤いあふれる自然環境や伝統的な文化、風俗、特産品など都市にはない豊富な地域資源を有しており、その有効活用は地域全体の魅力を高めることに貢献するものである。

そのため、都市と過疎地域との交流を拡大していくことで、両者の相互協力による広域的な地域づくりの推進と機能的で便利な生活の場づくりを進め、地域の持続的発展につなげていくことが求められている。

道路等の交通体系は、過疎地域内における住民生活、産業の基盤であると同時に、過疎地域と都市との間での人的・物的交流の基礎となるものである。

このため、広域的な経済社会生活圏を形成する都市と過疎町村を結ぶ基幹的な道路整備の充実とともに、落石防止対策を講じ日常生活における生活道路の整備を促進し、道路交通の広域的なネットワークを形成する。

また、幡多地域にとって発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震等の自然災害への備えとして、地域防災力を強化し、地域のブランドを活かした産業や観光など地域経済の活性化を図っていくためにも、道路整備が必要不可欠である。

そのためにも、村道、農道、林道、関連道等地域の状況に応じて整備を進めるものとする。

(1) 現況と問題点

ア 道路

村を南北に縦走し、国道 56 号と国道 321 号を最短距離で結ぶ主要地方道「県道土佐清水～宿毛線」及び村を東西に貫く「県道中村～宿毛線」が幹線動脈路線である。

「県道土佐清水～宿毛線」は実延長 15.7km の内改良済約 11.9km（改良率 73.9%）であり、清水市側は未改良区間が多く通行が危険であり早急に整備する必要がある。

また、「県道中村～宿毛線」は実延長 18.7km の内改良済約 12.8km（改良率 68.3%）であり、平成 5 年度に主要地方道に昇格し鋭意整備を進めている状況である。

幡多地域にとって今後起こり得る南海トラフ地震等の大規模災害時の避難や緊急物資等の輸送路として、また、迂回路としても大変重要な道路であり事業

の早期完成が必要である。

一般県道については、「県道宗呂～中村線」・「県道中村～下ノ加江線」の2路線が隣接する市と結ばれており、一部改良済であるが未改良部分も多く、沿線住民から生活道として改良要望が強い。

村道については、各集落の主要路線は概ね改良されてはいるが、通行に支障をきたしている路線もあり、道路の維持管理を含め早急に整備する必要がある。

また、舗装の劣化や橋梁等の道路構造物の劣化が進んでおり、橋梁等の重要構造物については、安全通行のため補修及び耐震整備する必要がある。

農道については、村内全域でほぼ舗装整備が完了しており、今後は、定期的な点検等、維持管理に努める必要がある。

林道については、基幹となる路線はほぼ整備されているが、林道周辺の森林整備に必要となる基幹林道からの作業道の整備が十分でなく、引き続き作業道の開設を実施する必要がある。

イ 落石防護対策

本村では、急峻な森林が多く豪雨や地震等により道路に落石が発生している箇所がある。村道の維持管理面からも日常生活における歩行者や自動車による通行の安全・安心な道路環境の確保が重要となってくる。

ウ 交通通信

村内の交通機関については、高知県交通（株）が昭和44年に全線廃止され、以後、三原バス（有）に、通学・通園及び公共交通の全業務を委託（村単独事業）し、唯一の交通機関として住民のニーズに応えている。

しかしながら、少子化と学生のバイク通学による定期利用者の減少、一般旅客についても自家用車の普及等により減小が続けている。

今後、輸送人員の大幅な増が見込まれない状況の中、村内の情勢に応じた、より住民ニーズに沿ったバス事業の運営について早急な対策が必要とされている。

また、三原バス（有）の車庫兼待合所についても、建築から40年以上の歳月が経過し、十分な耐震対策もなされていないことから、利用者や従業員の安全を図る為に建替えの必要が生じている。

さらに、バス車両についても機関部分の損耗が進み、修繕の回数が増加していることから、今後は買い替えの必要が生じると考えられる。

村民の自動車保有率は高く、近隣への移動の交通手段は、マイカー利用が主体で公共交通の利用頻度は低い現状がある。

四国自動車道の高知自動車道の西南部延伸、松山自動車道の愛南町への延伸は大きな期待が寄せられる一方で、幡多地域の公共交通機関の利用状況は益々厳しい状況と予測されることから、地域の公共交通の維持、拡充を図るべく土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会や西南公共交通協議会等、幡多圏域での連帯協力により暮らしに必要な諸機能の確保と圏域の発展を目指していく。

過疎バス（運行委託）

三原バスセンター				
事務所車庫	駐車場	乗合バス	運行路線	1日走行距離
350 m ²	1,116 m ²	29人乗 1台	3 路線	430 km

（２）その対策

ア 道路

道路交通通信網の整備は、厳しい財政状況の中であるが、地域の産業・経済・文化の発展に欠かせない最重要課題と位置づけ取り組んでいく。

道路整備のうち、主要地方道については早急な完成に向け、村として要望していくなかで全面的な協力を行い、その実現を目指す。

村道については、優位な交付金・補助金を活用することで、緊急を要する路線から整備し、道路法面等の除草対策や舗装等の修繕を行ったり、橋梁の点検や耐震、長寿命化修繕計画の策定により計画的な修繕を行うことで、道路の適正管理に努める。

農道については、主要農道の整備の促進及び路面舗装を行う。

林道については、基幹林道からの作業道の整備を進める。

イ 落石防護対策

村道において、崩落した落石等の取り除きを行っているが、豪雨等のたびに落石が発生し危険な状況である。日常生活における歩行者や自動車による通行の安全性の確保から斜面防災対策を図る。

ウ 交通通信

過疎バスの運行については、住民の利便性やニーズを反映した地域公共交通計画を地域公共交通会議と協議のうえ策定し、運行体系の見直し等必要な施策を実施する。また、地域公共交通計画を踏まえ、必要な規模の車庫の建替えや、安全な車両による乗客が安心して利用できる公共交通の運行に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備 、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	村道ヒジリ山線 L=247m W=5.0m	三原村	
		村道上下長谷線線支3号線 L=41m W=5.0m	三原村	
		村道川平郷線 L=430m W=5.0m	三原村	
		村道狼内線 L=300m W=5.0m	三原村	
		村道柚ノ木線(本線) 〔水路工〕L=501m W=4.0m	三原村	
		村道皆尾線 〔道路落石防護対策〕L=200.0m	三原村	
		村道宮ノ川線(本線) L=320m W=5.0m	三原村	
		村道旧宮ノ川線(本線) L=450m W=5.0m	三原村	
		村道踊り駄馬線 L=420m W=5.0m	三原村	
		道路維持補修等 (村道皆尾線他) L=200m W=5.0m	三原村	
	橋りょう	藤権現橋 L=8.0m W=3.6m	三原村	
		中切橋 L=22.2m、W=2.9m	三原村	
		ワサダ第一橋 L=13.0m W=3.6m	三原村	

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
		下切橋 L=10.0m W=4.1m	三原村	
		第1矢野谷橋 L=9.0m W=3.9m	三原村	
		はちまいしょのたに橋 L=11.0m W=4.0m	三原村	
		ダバ橋 L=7.0m W=3.2m	三原村	
		川平郷橋 L=14.0m W=4.0m	三原村	
		仲畑橋 L=7.0m W=2.0m	三原村	
		違野橋 L=22.9m W=3.5m	三原村	
		ハセガダバ橋 L=8.5m W=3.0m	三原村	
		立花橋 L=9.4m W=3.6m	三原村	
		流田橋 L=4.0m W=3.0m	三原村	
		皆尾大橋 L=34.2m W=4.0m	三原村	
		大森橋 L=22.5m W=4.0m	三原村	
		エンノダバ橋 L=18.2m W=5.0m	三原村	
		橋梁点検(77橋)	三原村	

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
		長寿命化計画(77橋) (77橋)	三原村	
	その他	トンネル点検(1箇所)	三原村	
	(5) 鉄道施設等 鉄道施設	土佐くろしお鉄道施設総合安全対策補助事業	三原村	
	(6) 自動車等 自動車	バス車両の購入 (4台)	三原村	
	(10) その他	三原バス車庫建替事業	三原村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設については公共施設等総合管理計画における継続、集約化、複合化、転用、廃止を柱としたアセットマネジメント取組方針に基づき適正な維持管理及び集約化等による長寿命化・適正化を図るとともに、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につながる既存施設の活用及び施設整備を推進する。

インフラ資産については施設分類ごとに特性、重要性を考慮し計画的な維持管理及び整備を行う。特に道路等交通体系については過疎地域内における住民生活、産業の基盤であると同時に、過疎地域と都市との間での人的・物的交流の基礎となるものであため広域的な経済社会生活圏を形成する都市と過疎地域を結ぶ基幹的な道路整備の充実、日常生活における地域での活発な交流を促進する生活道路の整備を促進し、道路交通の広域的なネットワークを形成する。

また、産業の基盤となる道路網についても農道、林道関連道等地域の状況に応じて整備を進めるものとする。

6. 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

本村においては、地理的、自然的条件による制約に加え、社会生活環境についても市部との格差が広がっており、それが若年者を中心とした人口流失の一因ともなっている。

そのため、今後、これらを防止する一つの取り組みとして、安全、快適で魅力ある生活定住環境を創造するため、水道施設、生活排水処理施設（合併浄化槽）、消防施設などの生活環境施設の整備を進める。

(1) 現況と問題点

ア 簡易水道

三原村は、昭和 36 年に給水を開始した柚ノ木地区に始まり、平成 6 年 3 月に、6 地区（宮ノ川、狼内、来栖野、広野、東南（上長谷、上下長谷、下長谷、皆尾））の簡易水道と、3 地区（成山、芳井、下切）の飲料水供給施設を統合し、村内で一つの事業体「三原村簡易水道」として、効率的な運営を実施している。

平成 30 年度には配水池の監視システムを、既存のテレメータによる電話回線を利用した中央監視システムから、クラウド型監視システムに更新し、パソコンやスマートフォンなどから監視となり、異常時などスムーズな対応が行えるようになった。

本村の簡易水道施設は、老朽化が進行しており、今後、更新工事による処理能力の維持に努めていく。特に管路については、布設後 30 年以上経過した管もあり、漏水量が多いため弊害が出ているところである。

簡易水道

(令和2年3月31日)

給水区域内人口	世帯数	給水人口	普及率
1,488 人	776 世帯	1,485 人	99.8 %

イ 下水・汚水処理

生活水準の向上に伴う生活排水等による河川汚濁を改善し、環境、水質を保全するため本村では、平成 5 年から農業集落排水事業に取り組み、中央 3 地区については、平成 7 年～平成 10 年に事業を完了、平成 11 年 11 月より供用を開始している。

公共下水道等に係る管路や処理施設等において経年による老朽化の進行に伴い日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止

するため、現存の汚水処理施設整備(改修)が課題となっている。

今後とも、環境、水質保全の観点から更なる加入者増加に向けての取組が必要とされる。

農業集落排水処理加入状況

(令和2年3月31日)

全体計画人口	普及状況	処理区域内人口	加入状況	加入率
1,325 人	968 人	707 人	610 人	63 %

ウ 廃棄物処理

経済活動の拡大に伴い、廃棄物の排出量が増大し、更に、その種類も多様化の傾向にある。

廃棄物については平成 14 年度に幡多クリーンセンター（幡多広域市町村圏事務組合）が操業を開始しているが、20 年近く経過しており、施設の老朽化が進んでいることから施設の長寿命化を図るための改修を適切に実施していくことが必要である。

エ 消防施設

消防体制は、消防団員 53 人、広域消防組合分署員 8 人、消防ポンプ自動車 1 輦、小型ポンプ付積載車 4 輦、救急車 1 輦となっている。

本村は台風の常襲地域で雨量も多く、災害の発生もみられるため消防団員の増員・確保が課題である。

また、高齢化の進行とともに、救急出動の増加の傾向が見受けられる。

消防

常備	幡多西部消防組合三原分署 署員8名	
非常備	三原村消防団員 53名（4分団）	
施設	消防分署	鉄筋コンクリート2階 247.8㎡
	救急自動車	1台
	指揮車	1台
	ポンプ付積載車	4台
	水槽付ポンプ自動車	1台
	消防指令車	1台（中央）
	分団屯所	西部・南部・東部
	防火水槽	20 t 26基
	消火栓	95箇所

オ 公営住宅

本村の公営住宅は低所得者向け住宅となっているが、宮ノ川住宅については耐用年数が 30 年を経過したことから低所得者向けの要件を廃止し、中堅所得者等も入居を可能とした。

今後、柚ノ木住宅においても耐用年数が 30 年を経過してくるなか低所得者向けの要件廃止を検討していく必要がある。

カ 住宅の耐震化

村内の住宅総数は 1,096 戸である。（令和 3 年度固定資産概要調書）

この内耐震化の対象となる昭和 56 年以前の耐震基準で建築された住宅は、670 戸で全体の 61.1%を占め、構造は 99%が木造住宅であるため耐震診断、耐震改修の補助事業等による耐震化の推進が必要となっている。

キ がけ崩れ防止対策

本村におけるがけ崩れ防止対策は、村内全域においてこれまでに急傾斜地崩壊対策事業やがけくずれ住家防災対策事業等により対策を講じてきた。

近年の豪雨や地震などの影響で地盤がゆるみ、斜面が崩れ落ち人命に被害を及ぼすおそれがある箇所については対策が必要である。

(2) その対策

ア 水道事業

近年の豪雨等による濁水の解消のため濾過地整備は欠かせない状況ではあるが、何より漏水対策が最重点課題となっている。

本村簡易水道施設の安全で安定した飲料水の提供を図るため、老朽化した管路や水道施設の耐震化及び更新を図っていく。

イ 下水・汚水処理事業

家庭から出る生活排水が、河川の汚濁の第一原因であり、村民の環境保全への関心を高めるとともに、今後とも、農業集落排水施設への加入を促進し、当該処理区域外については、合併浄化槽設置の促進を図る。

また、老朽化している広域汚水処理施設については、令和 6 年度から現存施設の更新を実施していく。

ウ 廃棄物処理

ごみ処理施設（幡多クリーンセンター）及びリサイクルプラザの建設が平成 14 年度完成し、本村の廃棄物問題については、根本的な解決が図られたが、施設稼働から 20 年近く経過しており、今後は計画的な施設改修により長寿命化を図っていく必要がある。

また、ごみ減量化のための分別収集（ビン・かん類）等による意識の高揚を図り、リサイクル活動の推進を図っていくとともに不法投棄をなくする啓発、指導を行う。

エ 消防施設

救急出動体制を強化するとともに、各分団における、屯所や消防用車両などの施設・設備の充実を図る。

消防屯所については、現在中央分団のみ設置されていないことから、最も人口の多い中央地区での効率的な消防団活動ができていない状況であるため早急な屯所の建設整備が必要である。

オ 公営住宅

公営住宅の建設整備については、平成 19 年度までに当初の低所得者向け住宅の建て替え計画は完了しているなか、耐用年数が 30 年を経過してくる住宅については、中堅所得者等が入居できるよう低所得者向けの要件を廃止していくとともに、今後は若者向け単身者住宅や中堅所得者向け住宅の整備を検討していく。

カ 住宅の耐震化

前回の南海トラフ地震時に甚大な被害が発生した現四万十市やその周辺地域等の被害状況に対して住宅の倒壊等の被害がほとんど無かった本村では震災時における行動や備えについての経験や知識が少ないと思われる。

今回想定される次期南海トラフ地震は、前回を上回る規模が想定されているため、広報による耐震診断の呼びかけやパンフレットを配布し、耐震診断、耐震改修事業による耐震対策の強化を図る。

キ がけ崩れ防止対策

災害をもたらす危険ながけ地については、関係者及び関係機関と協議のうえ、急傾斜地崩壊対策事業やがけくずれ住家防災対策事業等を活用するなかで防止対策を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	生活基盤施設耐震化等事業 (水道施設の耐震化及び老朽化対策等) 取水施設、配水池、貯水槽、 滅菌施設、浄水場、加圧ポンプ、 配水管・送水管・給水管布設、水道BCP 水道台帳システム	三原村	
	(2) 下水道処理施設 地域し尿処理施設	施設基幹改良事業	幡多西部 消防組合	
	(3) 廃棄物処理 ごみ処理施設	ごみ処理施設改修負担金	幡多広域市町村 圏事務組合	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業 中央分団屯所 木造平屋建 1棟	三原村	
	(8) その他	急傾斜地崩壊対策事業	三原村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設については公共施設等総合管理計画における継続、集約化、複合化、転用、廃止を柱としたアセットマネジメント取組方針に基づき適正な維持管理及び集約化等による長寿命化・適正化を図るとともに、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につながる既存施設の活用及び施設整備を推進する。

インフラ資産については施設分類ごとに特性、重要性を考慮し計画的な維持管理及び整備を行う。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本村の高齢化は、近隣市町村の高齢化を大きく上回っており、高齢者に対する医療・保健・福祉サービスの向上及び増進は、重要な課題であるが、一方、活動的な高齢者も多いことから、地域社会の貴重な人材として地域づくり等の参画者として促し、豊富な経験と知識を生かした社会に貢献できる機会が得られるよう配慮することも重要なことである。

介護保険料の抑制、医療費の削減の為に、「健康寿命の延長」を目指し、各種検診を通じての疾病の早期発見・治療に繋ぐとともに、高齢になっても在宅での生活が継続できるように自分自身で生活を送れるような体力等の維持を目指し介護予防に取り組むことが必要である。

子どもは、社会の宝であり、次代を担っていく希望の光である。すべての子どもが幸せを感じ、成長する中で夢を抱き、豊かな人間性を形成できるように、保育料、18 歳までの医療費無償化をはじめ、若い世代の人口流出、移住・定住の施策と連携して子育て環境を整備していくことが重要である。

また、障害者については、共生社会の実現を目指し、地域社会に積極的に参加できるよう施策を展開することとする。

(1) 現況と問題点

本村においては、高齢化率が 46%（令和 3 年 3 月 31 日 現在：住民基本台帳）と、村民の約 2.2 人に 1 人が高齢者となるなど高齢化が進行中、核家族化の進行による家庭の介護力の低下や、独り暮らしの高齢者が増加している状況にある。

高齢者の福祉施策としては、在宅介護サービスとして、ホームヘルプサービス・デイサービスを三原村社会福祉協議会が実施しており、また、家庭での生活困難者については特別養護老人ホーム「星ヶ丘」（平成 15 年 4 月操業開始）及び幡多広域圏内での特別養護老人ホームなどの福祉・医療施設と連携・調整を図り、そして、認知症患者の対策としてグループホーム「ほうばい」（平成 20 年 9 月操業開始）で住民ニーズに対応している状況である。デイサービスセンターの施設については近年老朽化が進んでいる状況にある。

老人福祉対策として、老人福祉施設退所者又は在宅の独居老人等へ生活の場等を提供するための、老人憩の家は近年使用者がいないが、施設の老朽化が著しい状態にある。

児童福祉については、出生率が 0.41 %となっており少子化の進行は深刻であり、今後ともこの傾向は続くものと考えられる。

今後、少子化対策として、子供を育てやすい環境づくりが必要であり令和元年

より乳幼児・児童福祉医療費の助成の対象者を拡大している。

また、保育所の建物は築 30 年以上経過しているため、経年劣化対策として長寿命化改修を進める必要がある。

村民の健康づくりとしては、村立診療所及び総合保健センターを拠点として特定健診や各種ガン健診を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めている。

ただ、施設については、近年、老朽化が進んでいる状況にある。

地域福祉体制整備については、現在「あったかふれあいセンター事業」を活用し村社会福祉協議会へ委託して介護予防、見守り、支え合い等地域支援を実施しているが、更なる利用者の増加を目指して今後も地区集会所他 15 ヶ所をサテライトとして整備し、生活支援などのより細やかなサービス提供に向けて、体制の充実を図る必要がある。

保育所

令和3年4月1日

施設	屋外遊技場	乳児室	保育室(4室)	遊戯室	調理室	その他	園児	職員
鉄筋コンクリート造平屋建	m ² 2,000	m ² 29.8	m ² 162.88	m ² 69.0	m ² 45.56	m ² 179.57	人 22	人 所長1人 保育士3人 調理員1人

老人憩の家

区分	構造	面積
老人憩の家	木造平屋	106.82 m ²

保健センター

(単位：m²)

室名	診療所部分	栄養指導室	老人介護指導室	機能回復訓練室	会議室
面積	640.2	66.8	29.7	69.6	59.3

室名	事務室	相談室	指導室	その他	計
面積	53.0	26.5	26.5	188.4	1,160.0

デイサービスセンター

(単位：㎡)

室 名	ホール	介護教 育室	浴室	その他	計
面 積	86.04	13.69	25.00	30.09	154.82

(2) その対策

在宅サービス・通所介護サービスについては、第 8 期介護保険事業計画策定に基づき対応していく。

施設介護サービスについては、引き続き特別養護老人ホーム「星ヶ丘」及び幡多広域圏内での福祉・医療施設と連携・調整を図りながら施設入所に対応し、そして、認知症患者については、グループホーム「ほうばい」で対応する。

一方、高齢者等の保健及び福祉は、介護保険の実施により措置から契約となり、利用者としては選択の範囲が広がった反面、出費も伴ってきていることや、本村の目指す「健康で安心できる高齢者の過ごしやすいむらづくり」の観点からも、保健・医療・福祉が一体となり介護予防に取り組み、そして地域でできることは地域で行なうという観点から認知症サポーター等を養成し、地域で介護予防を実施する。

また、既存のサービス以外で、村内で活動ができる高齢者を新たな人材として、軽度な生活支援サービスを提供するような体制の整備が必要である。

高齢者が健全で生きがいをもって暮らせるよう老人福祉の増進に努める。近年、老朽化が著しいデイサービスセンターと老人憩の家の改修工事を行い施設の長寿命化を図っていく。

児童福祉については、すべての子どもが健やかに育っていくために「三原村要保護児童対策地域協議会設置要綱」に基づき、児童虐待等の予防・防止及び解決に努めることを子ども、家庭、地域関係機関と連携を深め協同して取り組むこととする。

少子化対策として村内に居住する夫婦で定住の確約をした場合に、出産後にゆりかご祝金を第 1 子から支給。また、第 3 子以上を出産後に、満 3 歳に達した翌月から小学校に就学する年の 3 月まで子宝助成金を支給し、出生率の増加を図っていく。

また、子供が健やかに育つ環境づくりのため、乳幼児・児童福祉医療費助成事業として、1 歳未満の乳児から 18 歳までの子どもの医療費の自己負担分を助成し医療費を無料とする。

さらに、保育所の建物の長寿命化対策により、地震や災害時の安全性を確保し、子供たちが安心して過ごせる環境を提供する。

村民の健康づくりとしては、引き続き、総合保健センター等を中心に、特定健診や各種ガン健診の実施により疾病の早期発見、早期治療に努めるとともに、健康づくりのための指導者の人材を育成し、健康的な生活習慣を身につけ、実践できるよう健康意識の啓発・普及を図っていく。

また、一方で、住民の健康づくりのための自主的な活動を支援していく。
独り暮らしの高齢者が地域で安心して暮らせるための見守りの支援を行う。

地域福祉体制整備については、「あったかふれあいセンター事業」や「安心生活創造推進事業」を行い、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせる村づくりを推進するために、「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」に基づき、お互いに支え合う地域福祉を推進、実現するよう取り組んでいく。

在宅介護サービスや各種福祉事業を行う社会福祉協議会に対して活動費補助金を交付することにより、社会福祉に関する活動の活性化を図っていく。

介護保険対象サービス基盤整備等については、関係機関（事業所等）と連携協議し、介護を行う家族が病気になったときのための緊急ショートステイ床の確保、認知症対策（グループホーム）の確保等を行い、介護サービスの充実を図っていく。

障害者福祉の相談支援については、現在、身体「幡多希望の家」、知的「宿毛授産園」、精神「はた相談支援センター ねっと」に委託して実施しているが、今まで以上に委託業者と村保健師等が連携を強化し、障害のある人や家族がいつでも気軽に相談できるよう相談支援体制の充実を図っていく。

乳幼児期の保育・教育については、保育サービスの充実や子育てにかかる経済的負担の軽減など子ども・子育て支援新制度に基づき、就学前の教育、保育、地域の子育て支援などの取り組みについて、保・小・中の連携をさらに強化し、一貫した教育、保育環境を整え、量的拡充と質の向上を図っていく。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	三原保育所長寿命化事業	三原村	
	(5) 障害者福祉施設 その他	デイサービスセンター改修事業	三原村	
		老人憩の家改修事業	三原村	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター補修事業	三原村	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児・児童福祉医療費助成事業	三原村	
		子宝助成金事業	三原村	
	高齢者・障害者福祉	あったかふれあいセンター事業	三原村 三原村社会福祉協議会	
		社会福祉協議会活動費補助事業	三原村	
		老人助成金支給事業	三原村	
		安心生活創造推進事業	三原村 三原村社会福祉協議会	
	その他	通園バス添乗員委託事業	三原村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設については公共施設等総合管理計画における継続、集約化、複合化、転用、廃止を柱としたアセットマネジメント取組方針に基づき適正な維持管理

及び集約化等による長寿命化・適正化を図るとともに、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につながる既存施設の活用及び施設整備を推進する。

8. 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

本村においては、急速な高齢化が進行し老人医療の需要が増大している。村診療所は令和2年度からは医師を確保し1日診療を実施している。しかし、集落が点在していることもあって、保健・医療サービスが十分に受けることができない地域が多いが、夜間、救急患者、重症患者においては、けんみん病院への移送、紹介により対応していることがあるため、受診患者が減少している。

しかしながら、幡多圏域単位に特定診療科を含め疾病の予防から診断、治療、リハビリテーションまでの一貫したサービスが受けられる体制づくりを推進する。

(1) 現況と問題点

現施設は昭和60年度に改築、「村立国保診療所と保健センター」を併設し地域医療の拠点として、村民の健康の維持管理を行っているが、平成18年に医師の退職以後、令和元年度までは契約医師による週5日の半日診療となっていた。

しかし、令和2年度からは任期付ではあるが、医師の確保ができたことにより1日診療を行っている。

夜間及び救急患者については、県立幡多けんみん病院の開業により、これまでの医療機関への搬送時間が大幅に短縮されるなど、救急医療体制の充実が図られている。

平成20年度からは、特定健診（個別検診）の実施に伴い、その受診勧奨及び啓発に積極的に取り組むことで、健康で明るい生活ができる村づくりに努めている。

県道・村道等の整備が遅れている地区があるため、救急車の緊急出動等に時間を要する状況がある。今後とも、その解消に向け、なお一層の取り組みが必要である。

診療所

科 目	医 師	看護師	ベッド
内科・消化器内科	1人	2人	6床

(2) その対策

診療所の運営においては、医師の継続契約や地域防災計画の位置づけなど今後も検討が必要である。

救急車の緊急出動の時間短縮を図るため、村内の集落を結ぶ県道・村道等の整備を促進する。

また、幡多圏域定住自立圏構想にある医療については、圏域内の各医療機関の役割分担と機能・強化、ネットワーク化の促進をすることにより、高度医療・地域医療ネットワークの充実を図っていく。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所整備事業	三原村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共建築物については公共施設等総合管理計画における継続、集約化、複合化、転用、廃止を柱としたアセットマネジメント取組方針に基づき適正な維持管理及び集約化等による長寿命化・適正化を図るとともに、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につながる既存施設の活用及び施設整備を推進する。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

「明るく健康で、豊かな村づくりの原点は家庭教育である」という観点に立ち、人づくりを教育行政の基本とする。

人権を尊重し、差別のない明るい村づくりを念頭に、心の通うふるさとづくりを目指す。

子どもの教育と基本的生活習慣の育成は家庭にあることを再確認し、特に日常のあいさつと食生活は基本的生活習慣の基本であることに重点をおき、「笑顔とあいさつ日本一の村」づくり運動（三原村の目指す子ども）を展開する。

(2) 学校教育の充実

学習指導要領の趣旨に則り、子どもたち一人ひとりの個性を尊重するとともに、主体的に学ぶ意欲を大切にして、基礎・基本に裏づけられた学力の向上、豊かな心を育む教育を重点課題として取り組む。

GIGA スクール構想による児童・生徒一人一台の学習用端末と校内ネットワーク環境の整備完了に伴い、社会で通用する知識を身につけるために積極的に ICT 教育に取り組んでいく。

(3) 人権教育の推進

人権の世紀といわれる 21 世紀に、村民一人ひとりが人権について正しい認識と理解を深め、すべての人々が人権を大切にし、大切にされる人権尊重の社会づくりを目指した教育の推進に努める。

(4) 生涯学習の推進

急激に変化する社会情勢の中で、人間関係の希薄化は憂慮される状況にある。

村民同士の豊かな関わりや村民一人ひとりが生きがいのある生活を送るために、生涯を通じて学ぶための環境づくりを推進する。

(5) 芸術文化の振興

村民の芸術文化意識の高揚を図るとともに、三原村の歴史や伝統を継承し、村内の文化財の調査・発掘や芸術作品の保存・展示を行い、村内外の周知に努める。

(6) 施設整備

社会体育施設（テニスコート夜間照明）の改修整備事業を実施するとともに児童・生徒の学習環境改善に向けての学校施設整備に取り組み子どもたちが地

域の住民と集える施設の整備を推進する。

(1) 現況と問題点

本村の学校教育施設は、小学校 1 校と中学校 1 校があり両校に屋内・屋外運動場を設置し、プール及び学校給食施設を共同利用により完備している。

小学校については、児童の通学への支援として、昭和 54 年の統合以来、低学年を 3 台のスクールバスにより送迎している。

近年、急速に情報化社会が進んでいる。

GIGA スクール構想に則り、小中学校でパソコンを活用した授業を実施し、学習意欲を高めると共に、正しい利用方法や社会で通用する知識・技能を身につける必要がある。

生涯学習については、今後とも、読書環境の整備、社会教育団体の育成強化等、青少年の健全育成と生涯学習の推進に努める。

公民館を拠点とした活動は、各種公民館教室やイベントを実施している。新公民館が完成し、利便性の向上や交流人口の拡大につなげる。

小学校と中学校の建物の多くが築 30 年以上経過しているため、経年劣化対策として長寿命化改修を進める必要がある。

社会体育施設については、テニスコートの夜間照明の老朽化が進んでいる。今後とも、スポーツ人口拡大に向けて施設整備を行う。

学校

令和3年4月1日

学校名	学級数	児童・生徒数	教職員数	校舎面積 (㎡)	運動場 (㎡)	敷地・ その他 (㎡)
三原小学校	5 学級 支援学級	47	11	2,113	8,484	15,829
三原中学校	4 学級 支援学級	15	13	2,040	20,220	11,366
スクールバス	3 台					

給食センター

(鉄骨平屋建：427.5㎡)

調理所 (㎡)	食堂 (㎡)	年間給食回数	職員数
150.10	277.40	197 回	2 人

中央公民館

(鉄骨平屋建：865.56㎡)

教育事務室	講義室	多目的室	和室	図書室	調理実習室	相談室	応接室	その他
74.47 [㎡]	64.8 [㎡]	64.8 [㎡]	48.6 [㎡]	68.04 [㎡] 蔵書7379	71.28 [㎡]	12.28 [㎡]	19.44 [㎡]	441.85 [㎡]

柚ノ木地区集会所

集会場	集会所 炊事場	倉庫 その他
74.54 [㎡]	35.4 [㎡]	35.6 [㎡]

(2) その対策

子どもの教育と基本的生活習慣の育成は家庭にあることを再確認し、地域全体で「笑顔とあいさつ日本一の村」づくりの推進を図る。

一人一台環境における教職員の ICT 活用指導力の向上及び指導体制の充実を図る為に GIGA スクールサポーター等を活用し指導の支援を行う。

また、これからの本村教育の一層の向上を図るため、学校・家庭・地域の三者が一体となった地域ぐるみの教育施策を推進する。

急激な社会の変化に柔軟に対応するための生きる力やグローバルな視点を養い、想像力豊かで国際的な資質をもった人材を育成する。

新築された公民館を活用し、社会教育諸団体の活性化、公民館活動の促進等、村民が生涯を通じて学べる場を提供する。

社会体育施設を整備することで、スポーツ人口の拡大に繋げ、村民が交流しながら、お互いに健康と体力を保持・増進するよう努める。

さらに、小学校と中学校の建物の長寿命化対策により、地震や災害時の安全性を確保し、子供たちが安心して学べる環境を提供する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎			
	屋内運動場	三原村小学校長寿命化事業	三原村	
	教職員住宅	三原村中学校長寿命化事業	三原村	
	給食施設			
	(3) 集会施設、体育施設等			
	集会施設	集会所改修事業	三原村	
		集会所新築工事 (宮ノ川集会所)	三原村	
	体育施設	中央テニスコート照明施設改修工事（照明8基）	三原村	
		陸上競技場改修補助事業	宿毛市	
(4) 過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	中学生海外派遣事業	三原村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共建築物については公共施設等総合管理計画における継続、集約化、複合化、転用、廃止を柱としたアセットマネジメント取組方針に基づき適正な維持管理及び集約化等による長寿命化・適正化を図るとともに、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につながる既存施設の活用及び施設整備を推進する。

10 集落の整備

(1) 集落の整備の方針

住民が安心・安全に生活できるように、集落の生活環境の整備を支援する。移動手段の確保や日常生活を支える仕組みづくり、また、高齢者世帯、独り暮らし世帯の見守り等の支援を行う。

(1) 現況と問題点

本村は13の集落から形成され、基礎集落は4ブロックに分割されている。

村役場、その他の機関は、村の中心部の生活圏の核集落に集中しているが、村内でも不便といわれる集落は、村の中心から10～12kmの遠距離にある。

集落については、地域づくり懇談会などを村独自で進めながら活性化を図っているが、近年の急激な社会構造の変化や就労の場の多様化と高齢化及び若年層の流出等により集落内のコミュニティー機能が停滞しつつある。

行政（村）の基本単位は集落であり、集落の活性化が村全体の活性化を生むとの考えから、村と集落とが力を合わせていく協働の仕組みが求められている。そのため、集落自治活動のあり方と役目を見直しながら、集落独自の創意と工夫、責任と選択で進められる集落づくりを目指していく必要がある。集落の各集会所については、近年、老朽化が進んでいる状況にある。

集落別人口

集落名 年月日	下切			亀ノ川			広野			柚ノ木		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
S50.3.31	68	71	139	83	87	170	43	50	93	208	218	426
S55.3.31	59	67	126	68	70	138	35	44	79	196	209	405
S60.3.31	46	56	102	62	63	125	30	39	69	184	202	386
H2.3.31	36	43	79	57	66	123	28	37	65	177	213	390
H7.3.31	39	44	83	47	53	100	27	29	56	173	197	370
H12.3.31	41	45	86	41	41	82	24	28	52	169	178	347
H17.3.31	38	42	80	35	40	75	23	25	48	168	177	345
H22.3.31	35	42	77	33	34	67	24	23	47	158	169	327
H27.3.31	29	32	61	31	32	63	19	17	36	155	172	327
R2.3.31	27	27	54	22	27	49	16	19	35	143	148	291
S50年～R2年までの減少率	△ 61.2			△ 71.2			△ 62.4			△ 31.7		

集落名 年月日	宮ノ川			来栖野			皆尾			芳井		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
S50.3.31	170	212	382	88	75	163	103	97	200	30	35	65
S55.3.31	166	216	382	93	94	187	101	88	189	29	27	56
S60.3.31	169	210	379	85	87	172	88	90	178	31	22	53
H2.3.31	170	199	369	85	76	161	80	89	169	23	21	44
H7.3.31	184	203	387	78	84	162	84	82	166	17	20	37
H12.3.31	187	197	384	68	77	145	79	79	158	18	25	43
H17.3.31	202	257	459	63	71	134	71	73	144	17	26	43
H22.3.31	207	250	457	55	59	114	57	69	126	16	20	36
H27.3.31	197	225	422	61	51	112	54	61	115	14	16	30
R2.3.31	191	207	398	47	38	85	46	47	93	8	9	17
S50年～R2年までの減少率	4.2			△ 47.9			△ 53.5			△ 73.9		

集落名 年月日	下長谷			上下長谷			上長谷			狼内		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
S50.3.31	155	140	295	63	70	133	95	109	204	56	55	111
S55.3.31	151	132	283	68	76	144	93	101	194	61	54	115
S60.3.31	147	134	281	83	88	171	93	101	194	53	55	108
H2.3.31	133	126	259	78	89	167	92	86	178	45	51	96
H7.3.31	124	118	242	67	80	147	90	84	174	37	42	79
H12.3.31	122	110	232	60	75	135	87	78	165	37	42	79
H17.3.31	124	107	231	52	60	112	75	68	143	32	38	70
H22.3.31	115	104	219	44	50	94	67	64	131	26	34	60
H27.3.31	107	98	205	47	46	93	60	59	119	25	31	56
R2.3.31	92	84	176	43	45	88	52	55	107	22	27	49
S50年～R2年までの減少率	△ 40.3			△ 33.8			△ 47.6			△ 55.9		

集落名 年月日	成山			下々長谷			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
S50.3.31	29	25	54	8	10	18	1,199	1,254	2,453
S55.3.31	29	31	60	3	3	6	1,152	1,212	2,364
S60.3.31	30	32	62			0	1,101	1,179	2,280
H2.3.31	23	29	52			0	1,027	1,125	2,152
H7.3.31	20	22	42			0	987	1,058	2,045
H12.3.31	16	24	40			0	949	999	1,948
H17.3.31	16	21	37			0	916	1,005	1,921
H22.3.31	17	21	38			0	854	939	1,793
H27.3.31	19	20	39			0	818	860	1,678
R2.3.31	14	18	32			0	723	751	1,474
S50年～R2年ま での減少率	△ 40.7						△ 39.9		

(2) その対策

集落内の基礎的生活環境の整備を図りながら、集落間のアクセス道の整備等の生活環境の整備を進め、また、恵まれた自然環境を保全しながらも、個性ある景観づくりに積極的に取り組み、地域全体の居住環境の向上に努めていく。

また、既存の伝統あるイベントや、住民総参加による新たなイベントの開催等を実施し、生き生きとした活力ある地域づくりを推進する。

世代間交流や健康づくり文化活動などを通して集落コミュニティの活性化を図る活動を支援していく。

各集落の集会所においては定期的に点検を行い、必要に応じ、改修・建替を行い適正に管理していく。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

既存施設については公共施設等総合管理計画に基づき適切な維持管理を実施し、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につながる既存施設の活用及び施設整備を推進する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

村民の芸術文化意識の高揚を図り、地域の歴史や伝統を継承し、文化財の調査・発掘及び展示・保存を通じて地域文化の振興を図る。

- ① 公民館活動の一環として、新規文化教室の開催に取り組む。
- ② 図書室の利用促進のため、管理ソフトを活用して蔵書管理の利便性向上に努め、書籍の充実を図る。
- ③ 高齢者の社会参加を促すため、生涯学習を目的とした教室の開講に取り組む。

文化財保護委員の協力で、村内に残る伝統芸能を子どもたちに継承する取り組みを行う

(1) 現況と問題点

豊かな村づくりを目指し、村内の文化財については、調査、掘り起こしを行いながら、その保存と村民への周知を行う。

歴史や伝統文化については、これを伝承し、地域に根ざした特色ある芸術文化の継承を行っていくことが重要であり、そのための総合的な施策を推進する

(2) その対策

村民の文化への意識高揚を図るため、教育での文化財マップの活用や村内文化財めぐり、文化活動への支援として、芸術文化教室の開催への支援等を行う。

また、世界で活躍する写真家、野町 和嘉 氏の寄贈写真や村内有志から寄贈された民具を公民館内や館内にある民具展示室へ展示し、管理しながら村内外の方に見てもらえるようにする。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

既存施設については公共施設等総合管理計画に基づき適切な維持管理を実施し、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につなげる既存施設の活用及び施設整備を推進する。

1 2 再生可能エネルギーの利用推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針

本村においては風・水・熱等自然の活動によって再生・供給されるエネルギーのもととなる豊かな自然環境が存在しており、それらを有効活用することにより CO2 の削減、地域の活性化につなげる。

(1) 現況と問題点

平成 25 年度に整備した村太陽光発電所は現在まで安定した売電収入をあげており、その収入は村実施事業の貴重な財源となっている。

しかしながら新たに同規模の施設を整備するには設備投資にかかる財政負担が大きくまた、新たなエネルギー分野への参入にはノウハウ、人材が不足する。

(2) その対策

設備投資への財源の確保と再生可能エネルギー分野に精通する人材を育成することにより地域資源有効活用の推進を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

既存施設については公共施設等総合管理計画に基づき適切な維持管理を実施し、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につながる既存施設の活用及び施設整備を推進する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) その他地域の持続的発展に関し必要な事項の方針

ア 鳥獣対策

中山間地域である本村は、有害鳥獣による農作物等への深刻な被害の発生が問題になっていたなかで、平成 24 年度より農作物の被害防止のための獣害防止柵を各集落での自力施工により設置を完了している。

これにより、有害鳥獣による被害は減少傾向にあり、今後は各集落で設置した柵の維持管理体制を整備していく必要がある。

(1) 現況と問題点

ア 鳥獣対策

獣害防止柵の設置により、農作物への被害は減少傾向であるが、有害鳥獣の個体数は減少しておらず、村内の植林への被害は継続して発生している。被害防止のための有害鳥獣捕獲を実施していくうえで、狩猟者の高齢化による減少などにより捕獲体制が十分ではないため、新規狩猟者の確保等の推進が必要である。

(2) その対策

ア 鳥獣対策

関係機関と連携して獣害防止柵の維持管理について、各集落で勉強会等を開催し適正な維持管理体制を構築する。

新規狩猟者については、狩猟免許取得費用等の助成を実施し、新規狩猟者の確保を推進する。

狩猟者に対しては、捕獲に対する奨励、I C T 技術の導入、捕獲機材の貸し出し等により有害鳥獣捕獲の推進を図る。

また近年増加傾向にあるサル被害対策について、鳥獣対策専門員等により各集落で勉強会等を開催し、地域ぐるみでのサル被害対策の推進を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

既存施設については共施設等総合管理計画に基づき適切な維持管理を実施し、三原村創生総合戦略との整合を図り、地域振興、活性化に資する取り組みと調整を行いながら地域の持続的発展のために必要な施策につながる既存施設の活用及び施設整備を推進する。

別表

過疎地域持続的発展特別事業分

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容		事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	地域おこし協力隊事業	地域おこし協力隊を配置するこ とで地域の活性化を図るととも に在任中の起業等の就労活動を 支援し、移住・定住の促進。	三原村	継続的に村外か ら人材を雇用す ることで地域の 活性化と将来的 な移住者・定住 者の増加を図る
		新規就農者支援事業	就農希望者を助成することで移 住者及び農業の後継者の増加を 図る。	三原村	新規就農者の支 援を行うことで 農業後継者と移 移者の増加につ なげる
		伝統工芸継承者支援 事業	村の伝統工芸継承希望者につい て助成を行い職業として習得し てもらうことにより移住の促進 及び伝統工芸の存続を図る。	三原村	伝統工芸継承者 が技能を習得し 就労の場を得る ことで移住・定住 につなげる。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業	ユズ生産推進事業	村内のユズ生産者、農業公社等が 、ユズの苗木の購入や関連施設整 備に要する経費に補助金を交付す る。	三原村	農家の経費を支援 することにより、 経営経費の削減と 営農意欲の向上を 図り生産増を推進
		農業公社支援事業	ユズ加工品の商品の製造や主要 都市のアンテナショップ等での販 売など地域資源を生かしたユズの 産地化計画に基づく支援事業によ り過疎地域の活性化を図る。	三原村	農業公社が行うユ ズ肥培管理技術等 の推進や雇用の場 の創出を支援し村 内のユズ生産者等 の技術向上、所得 増加へつなげ農家 の経営意欲を高め るとともに農地の 維持存続を図る
		特産農畜産物販売 拡大総合支援事業	三原村で生産される米の付加価値 向上等による米生産農家の収入向 上や地域活性化を図る。	三原米ブ ランド化 研究会	村産品の販路拡 大を推進するこ とによって1次産 業の生産意欲を 高める

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容		事業主体	備考
		商工会活動補助事業	商工会が実施する経営改善事業及び観光事業等に対して補助金を交付することにより、地域の経済、雇用を支える商工業者の活性化や総合的な地域産業の振興を図る。	三原村	商工会活動を支援することにより村内事業者の衰を抑制し、活性化を図る。
		硯石採掘補助事業	村の特産品である硯の加工・販売を行う硯組合の採掘調査等の活動を助成し、生産・販売の促進を図る	三原村	特産品加工・販売事業者を支援することにより生産・販売を促進する。
		ヒメノボタンの里づくり事業	絶滅危惧種ヒメノボタンの保護及び地域資源としての里作り事業	三原村	地域資源を守ることににより村外からの継続的な誘客を図る。
		星ヶ丘地区環境整備事業	星ヶ丘地区公園周辺の草刈り及び法面整備を行うことで景観保全を推進し観光資源の向上を図る。	三原村	公園周辺の景観を継続して整備することにより観光客の増加を図る。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	乳幼児・児童福祉医療費助成事業	乳幼児・児童生徒に対し、医療費の一部負担金を全額助成し、子育てを支援する	三原村	子育て支援事業として継続的に実施することで少子高齢化を抑制
		子宝助成金事業	少子化対策として、第3子以上の小児に対し、祝い金は、出産後3万円を支給、助成金は、満3歳に達した翌月から小学校に就学する年の3月まで月額1万円を支給する。	三原村	若年世代の子育てにかかる経済的負担を軽減することにより過疎地域においても安心して子育てできる環境を整備し過疎地域の持続的発展を図る
		あったかふれあいセンター事業	子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集い、子育てや生活支援、介護サービス等を受けることができる拠点を整備し、見守り・支え合いの地域づくり活動の推進を図る。	三原村 三原村 社会福祉協議会	つどいの場として継続的に実施することで高齢者の福祉の向上を増進
		社会福祉協議会活動費補助事業	社会福祉協議会へ各種事業の活動費を補助することにより、きめ細かい地域福祉活動の推進を図る。	三原村	社会福祉協議会の各種事業を継続的に実施することで高齢者等の保健及び福祉の向上を図る

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施策名)	事業内容		事業主体	備考
		老人助成金支給事業	満80歳以上の高齢者に対し、敬老の意を表し、老人福祉の増進を資することを目的に、1人当たり1万円を支給する。	三原村	敬老思想の高揚や受給者の地域への愛着を深めることにより、共助や福祉の向上に繋げ、過疎地域の持続的発展を図る
		安心生活創造推進事業	地域コーディネーターを配置し、関連機関内での情報共有を通じて地域の課題を把握し、地域と共に課題解決に取り組むことで誰もが安心して住める地域づくりを図る。	三原村 三原村 社会福祉 協議会	継続的に地域の課題解決に取り組むことで安心して暮らせる地域を形成する
		通園バス添乗員委託事業	通園時の幼児の安全を図るため、保育所通所バスに添乗員を配置する。	三原村	保育バスに添乗員を配置することで幼児の安全と地域での見守りを推進
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	中学生海外派遣事業	三原中学校の3年生全員を海外に派遣し、現地での生活や現地学校の中生との交流を通じて、国際感覚豊かな青少年の育成と、さらなる国際交流の推進を図る。	三原村	中学生3年生に海外研修の機会を設けることで村独自の青少年育成方針を推進する